

政令指定都市における計画相談支援・障害児相談支援事業に関する実施状況調査結果

1 政令市で実施している計画相談支援事業所への支援について

(1) 計画相談支援・障害児相談支援に関する課題と取組内容

	課題	相談支援部会等の設置	課題への取組内容
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフプラン率が高い ・委託相談支援事業所との役割分担 	○	札幌市相談支援部会による活動（全体会、定例会、プロジェクトチーム、エリア会議等）
仙台市	計画相談支援及び障害児相談支援では、計画作成率がそれぞれ5割強及び3割弱に留まっており、相談支援専門員の拡充が必要である。また1～2名の相談支援専門員で稼働している事業所が大半であり、支援スキルを向上させるための研修会や地域自立支援協議会等のネットワークへの参加率が低いことが課題である。	-	介護保険事業を中心に運営する法人や、医療的ケアの必要な障害児者を支援する訪問看護事業を運営する法人に個別に訪問し、指定相談支援事業の併設等を働きかけている。また、既存の指定相談支援事業所に所属する相談支援専門員の支援スキルの向上や事業運営の安定化させるための研修（計画相談支援実務研修会）を実施している。
さいたま市	<p>地域の実情に応じて、より細かに相談に対応するための体制づくり。</p> <p>そのために、基幹相談支援センターの拡充や、地域の課題解決の協議の場として地域部会の設置を検討している。</p>	○	障害者相談支援体制の調査審議。
千葉市	相談支援事業所数及び相談支援専門員の不足が課題となっており、現在地域自立支援協議会の下部組織として2区に1か所「地域部会」を設置しており、「地域部会」において「相談支援事業所意見交換会」を実施し、事例検討や課題解決に向けた取り組みを実施している。	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討、課題解決に向けた意見交換 ・市外の事業所見学会 ・講師を招いての研修会（医ケア児、発達障害、成年後見制度 他）
横浜市	事業所数及び相談支援専門員数の不足	○	<p>①市域において、相談支援専門員を含めた相談支援従事者の人材育成について検討を行っている。令和元年度は、区域における取組を向上できるように、各区相談支援部会の実施内容の大枠及び指導者養成研修の構成の検討をするとともに、市域で行っている相談支援従事者向け研修の事後検証を行った。</p> <p>②各区によるが、事例検討会や計画相談支援に関する勉強会を主に実施している。</p>
川崎市	相談支援専門員の確保と質の向上、相談支援体制の整備	○	全市的な相談支援体制のあり方について検討
相模原市	-	-	-
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所、障がい児相談支援事業所の整備 ・相談支援専門員の質向上のための人材育成 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成ビジョンによる研修の計画、実施 ・計画相談事業所の評価、改善に向けた取り組み ・福祉サービス事業所等との連携にかかること

	課題	相談支援部会等の設置	相談支援部会等の取組内容
浜松市	相談支援専門員の不足により、サービス利用支援に即時性をもって対応しきれていない。 市内の30パーセントの事業所が相談支援専門員1人のみの配置で資質にも差がある。	-	市内の相談支援事業所で構成する任意団体（すべての事業所が参画）へ現場の意見を参考にした研修の開催業務を業務委託している。 基幹相談支援センターによるバックアップや研修開催による資質向上。 実地指導時に相談支援専門員の増員等の環境の改善の依頼。
名古屋市	・相談支援事業所（相談支援専門員）の数・質の担保 ・一人相談員のバーンアウトによる事業所の閉鎖・休止	○	区により異なる（主な活動は以下の通り） 事例検討・現況報告等
京都市	指定特定相談支援事業所の数が不足している、報酬が低く相談支援単独での運営が難しい、相談支援専門員の質の向上	-	相談支援専門員の資質向上を図るための相談支援専門員向けの研修、基幹相談支援センターによる指定特定相談支援事業所のバックアップ体制。
大阪市	・計画相談支援の利用率が約50%にとどまっており、相談支援事業所・相談支援専門員が不足している ・相談支援事業所の廃止が後を絶たず、円滑な事業継続が課題 ・一人事業所が半数を占め、相談支援の質の向上を図ることが課題	-	・障がい福祉サービス事業運営法人への計画相談支援事業所立ち上げの呼びかけ文書の送付 ・計画相談支援事業所立ち上げ説明会の開催 ・立ち上げ間もない事業所を対象とする研修の実施 ※その他、各行政区ごとの地域自立支援協議会においては、相談支援部会等による取組がある
堺市	計画作成達成率の向上、相談支援専門員の育成	○	<部会の活動> 計画作成達成率の向上についての方策や、相談支援専門員の育成について話し合っている。 <その他取組> ・計画相談支援・障害児相談支援手引書の作成 ・新任相談員に対する連続勉強会などの研修の実施
神戸市	相談支援専門員の人材不足・事業所の採算性の悪さ・困難ケースの対応	○	メンバーのスキルアップや地域活動の抽出等
岡山市	相談支援の質の向上および人材の確保	○	計画相談支援 支援障害児 相談支援 の質向上に向けたスキルアップを図る取り組み、相談支援の体制等に関する検討等を行う。
広島市	計画相談支援事業所の不足、相談支援専門員の不足	○	障害者相談支援事業委託業者の評価及び公募に係る基準の在り方の検討等、必要検討テーマに沿った意見交換等
北九州市	相談支援専門員においては、必要に応じた質の高い支援を実施できるよう、支援の専門性を高めること。相談支援事業所においては、質の高い支援を実施できる体制を整えること。	○	1 相談支援専門員が共有すべき事例披歴と意見交換 2 相談支援専門員とサービス管理責任者を対象とした障害者ケアマネジメント研修実施
福岡市	サービス等利用計画の質の向上を課題としています。	-	
熊本市	・セルフプランについて ・地域課題抽出の重要性 ・困難事例検討（委託相談支援事業所より情報提供）	○	各事業所間の情報共有、課題整理、解決策の検討、相談支援事業者のスキルアップに向けた取り組みを実施。

政令指定都市アンケート結果 まとめ

(1) 経済的支援制度

①政令市内訳

実施している	4
実施していない	16

②施策内容

	施策内容
横浜市	緊急時の支援が見込めない計画相談利用者に対して、緊急時の対応に特化した内容のプラン（緊急時予防・対応プラン）を作成した場合に1件につき1,000円補助する制度。 （別紙2「横浜市緊急時予防・対応プラン作成支援費補助金交付要綱」）
川崎市	一定の要件を満たす新たに配置した常勤専従の相談支援専門員1名につき130万円を上限に補助し、相談支援事業所の拡充、計画相談支援の体制強化、質の向上を図る。
名古屋市	・計画相談支援事業及び障害児相談支援事業に要する経費のうち、計画案を年間30件以上作成することを条件に、人件費について補助。 ・一般相談支援事業に要する経費のうち、地域移行支援及び地域定着支援に従事するものを専従で1名配置した場合、人件費について補助。
神戸市	新たに相談支援専門員を雇用・配置した事業所に対して、増員した人件費の半額（上限200万円、障害児相談支援事業所の場合上限300万円）を最長2年間助成。

(参考) 浜松市

※独自の補助はしていないが、特定事業所加算等の体制加算の取得は、相談支援専門員の業務体制としてもチーム支援が可能となり、負担感を減らすことができるため、報酬だけでなく相談支援専門員の業務環境の改善となるため、積極的に支援している。

(2) その他の取組

① 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員1人あたりの適切な1か月あたり契約件数を示しているか。

<政令市内訳>

示している	2
示していない	18

<示している件数>

・35件

- ② 特定の法人の福祉サービスを高い割合で紹介する指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所への対応（介護保険上の居宅介護支援における特定事業所集中減算に準ずるような取扱い等）

<政令市内訳>

対応している	1
対応していない	19

<対応している場合の指導等の対象事業所、指導の基準>

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 26 条（障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止）

<制度概要、指導の内容>

- ・ 実地指導等で特定の法人の福祉サービスを過度に高い割合で紹介していることが見受けられた際は、事業者に経緯等を聞き取りし、不適切な部分がある場合は指導を行う。

- ③ 相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修の受講費用に係る補助事業

<政令市内訳>

実施している	0
対応していない	20

- ④ その他の取組

- ・ 相談支援従事者初任者研修の受講促進として、年度初めに、障害福祉サービス事業所と介護事業所の法人に対して、初任者研修の案内を送付している。
- ・ 受給者証記載のモニタリング月に縛られることなく、必要に応じてモニタリングを行うように通知している。（臨時モニタリング実施時は、受給者証発行課に連絡を行うこととしている）
- ・ 独自の補助はしていないが、特定事業所加算等の体制加算の取得は、相談支援専門員の業務体制としてもチーム支援が可能となり、負担感を減らすことができるため、報酬だけでなく相談支援専門員の業務環境の改善となるため、積極的に促している。

2 平成31年3月までの計画相談実績

No.		障害者総合支援法分					児童福祉法分				
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	bのうちセルフプラン	達成率 b/a (%)	bにおけるセルフプランの割合	障害児通所支援受給者数 d (※3)	計画作成済み人数 e (※4)	eのうちセルフプラン	達成率 e/d (%)	dにおけるセルフプランの割合
1	静岡市	4,780	4,780	327	100.0%	6.8%	1,829	1,829	494	100.0%	27.0%
2	札幌市	23,375	22,899	14,698	98.0%	64.2%	11,382	11,326	9,240	99.5%	81.6%
3	仙台市	7,844	7,683	3,172	97.9%	41.3%	2,386	2,380	1,774	99.7%	74.5%
4	さいたま市	7,396	6,929	726	93.7%	10.5%	2,980	2,973	876	99.8%	29.5%
5	千葉市	6,040	6,040	771	100.0%	12.8%	2,873	2,873	174	100.0%	6.1%
6	横浜市	22,702	22,702	13,160	100.0%	58.0%	9,611	9,611	6,514	100.0%	67.8%
7	川崎市	7,267	7,121	3,377	98.0%	47.4%	3,904	3,904	1,443	100.0%	37.0%
8	相模原市	5,346	5,344	1,712	100.0%	32.0%	2,329	2,329	1,023	100.0%	43.9%
9	新潟市	5,692	5,692	58	100.0%	1.0%	1,550	1,550	30	100.0%	1.9%
10	浜松市	4,927	4,927	8	100.0%	0.2%	3,425	3,425	1	99.9%	0.1%
11	名古屋市	19,995	19,951	4,253	99.8%	21.3%	5,531	5,531	2,119	100.0%	38.3%
12	京都市	12,127	12,102	3,962	99.8%	32.7%	4,826	4,826	3,745	100.0%	77.6%
13	大阪市	30,456	30,456	13,700	100.0%	45.0%	9,558	9,558	4,733	100.0%	49.5%
14	堺市	8,958	8,958	3,784	100.0%	42.2%	2,452	2,452	1,247	100.0%	50.9%
15	神戸市	13,395	13,395	7,690	100.0%	57.4%	4,694	4,694	4,085	100.0%	87.0%
16	岡山市	6,188	6,188	2,611	100.0%	42.2%	3,623	3,623	2,693	100.0%	74.3%
17	広島市	8,843	8,843	4,331	100.0%	49.0%	4,584	4,584	3,638	100.0%	79.4%
18	北九州市	9,613	9,613	1,219	100.0%	12.7%	2,948	2,948	576	100.0%	19.5%
19	福岡市	13,703	13,703	654	100.0%	4.8%	4,236	4,236	755	100.0%	17.8%
20	熊本市	6,188	6,188	17	100.0%	0.3%	3,160	3,160	10	100.0%	0.3%
政令市計		220,055	218,734	79,903	99.4%	36.5%	86,052	85,983	44,676	99.9%	52.0%

※1 平成31年3月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数(なければ直近の数字)

※2 平成31年3月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数(市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。

介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。)

※3 平成31年3月末の障害児通所支援の受給者数(なければ直近の数字)

※4 平成31年3月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数(市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数)

3 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所数について

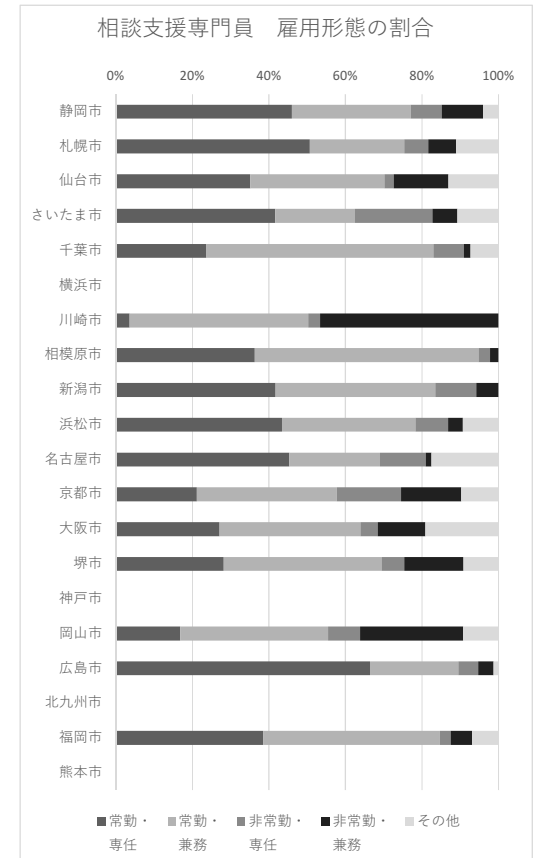
	指定特定・障害児相談支援事業所両方指定あり				指定特定相談支援事業所のみ				指定障害児相談支援事業所のみ				指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所数(計)				指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所数 H29.4→R1.10 増加率	障害福祉サービス等及び障害児通所支援受給者数 H31.3.31時点 (B)	1事業所あたりの障害福祉サービス等及び障害児通所支援受給者数 (B) / (A)	
	H29.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	R1.10.1時点	H29.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	R1.10.1時点	H29.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点	R1.10.1時点	H29.4.1時点	H30.4.1時点	H31.4.1時点(A)	R1.10.1時点				
静岡市	19	22	23	24	8	7	10	8	0	0	1	1	27	29	34	33	122.2%	6,609	194.38	
札幌市	84	78	80	91	16	22	25	27	0	2	3	0	100	102	108	118	118.0%	34,757	321.82	
仙台市	51	56	54	55	3	3	2	2	0	0	0	0	54	59	56	57	105.6%	10,230	182.68	
さいたま市	41	44	45	45	16	19	19	19	0	0	1	1	57	63	65	65	114.0%	10,376	159.63	
千葉市	33	32	35	40	20	22	23	21	0	0	1	1	53	54	59	62	117.0%	8,913	151.07	
横浜市	50	66	77	87	107	112	161	161	0	0	0	0	157	178	238	248	158.0%	32,313	135.77	
川崎市	48	48	50	50	34	40	37	39	0	0	0	0	82	88	87	89	108.5%	11,171	128.40	
相模原市	18	21	23	23	25	28	29	29	0	0	0	0	43	49	52	52	120.9%	7,675	147.60	
新潟市	33	38	42	43	14	16	16	16	0	0	0	0	47	54	58	59	125.5%	7,242	124.86	
浜松市	26	27	28	29	13	13	12	12	0	0	0	0	39	40	40	41	105.1%	8,352	208.80	
名古屋市	138	143	150	150	18	18	16	13	11	15	14	13	167	176	180	176	105.4%	25,526	141.81	
京都市	58	61	62	61	135	150	154	157	0	0	0	0	193	211	216	218	113.0%	16,953	78.49	
大阪市	188	222	236	245	114	120	128	138	1	1	1	1	303	343	365	384	126.7%	40,014	109.63	
堺市	105	113	122	125	54	54	60	63	0	0	0	0	159	167	182	188	118.2%	11,410	62.69	
神戸市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	18,089	不明
岡山市	38	40	41	44	10	10	11	13	2	2	2	2	50	52	54	59	118.0%	9,811	181.69	
広島市	47	46	51	55	10	11	8	7	0	0	0	0	57	57	59	62	108.8%	13,427	227.58	
北九州市	53	63	64	66	26	26	27	27	0	0	0	0	79	89	91	93	117.7%	12,561	138.03	
福岡市	112	125	140	144	64	71	79	83	5	5	5	5	181	201	224	232	128.2%	17,939	80.08	
熊本市	38	43	52	54	5	6	7	7	0	0	0	1	43	49	59	62	144.2%	9,348	158.44	
																平均	119.7%		154.39	

平成29年4月から令和元年10月の事業所数増減率は回答政令市の平均で119.7%、本市は122.2%となっている。特に増加が大きいのは、横浜市158.0%、熊本市144.2%。

平成31年4月時点事業所数に対する平成31年3月時点の障害福祉サービス等及び障害児通所支援受給者数は、回答政令市平均で1事業所あたり154.39人、本市は194.38人となっており、平均より多い。

5 相談支援専門員数について

H31.4.1時点	相談支援専門員数						相談支援専門員の雇用形態の割合					障害福祉サービス等及び障害児通所支援受給者数 H31.3.31時点 (B)	1人あたりの相談支援専門員における障害福祉サービス等及び障害児通所支援受給者数 (B) / (A)	指定特定・障害児相談支援事業所数 (C)	1事業所あたりの相談支援専門員数 (A) / (C)	
	常勤・専任	常勤・兼務	非常勤・専任	非常勤・兼務	その他	計 (A)	常勤・専任	常勤・兼務	非常勤・専任	非常勤・兼務	その他					
静岡市	34	23	6	8	3	74	45.9%	31.1%	8.1%	10.8%	4.1%	6,609	89.3	34	2.18	
札幌市	146	71	18	21	32	288	50.7%	24.7%	6.3%	7.3%	11.1%	34,757	120.7	108	2.67	
仙台市	59	59	4	24	22	168	35.1%	35.1%	2.4%	14.3%	13.1%	10,230	60.9	56	3.00	
さいたま市	70	35	34	11	18	168	41.7%	20.8%	20.2%	6.5%	10.7%	10,376	61.8	65	2.58	
千葉市	39	98	13	3	12	165	23.6%	59.4%	7.9%	1.8%	7.3%	8,913	54.0	59	2.80	
横浜市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	32,313	不明	238	不明	
川崎市	15	195	13	195	0	418	3.6%	46.7%	3.1%	46.7%	0.0%	11,171	26.7	87	4.80	
相模原市	49	79	4	3	0	135	36.3%	58.5%	3.0%	2.2%	0.0%	7,675	56.9	52	2.60	
新潟市	43	43	11	6	0	103	41.7%	41.7%	10.7%	5.8%	0.0%	7,242	70.3	58	1.78	
浜松市	56	45	11	5	12	129	43.4%	34.9%	8.5%	3.9%	9.3%	8,352	64.7	40	3.23	
名古屋市	205	107	54	7	79	452	45.4%	23.7%	11.9%	1.5%	17.5%	25,526	56.5	180	2.51	
京都市	93	161	74	69	43	440	21.1%	36.6%	16.8%	15.7%	9.8%	16,953	38.5	216	2.04	
大阪市	239	325	40	109	169	882	27.1%	36.8%	4.5%	12.4%	19.2%	40,014	45.4	365	2.42	
堺市	71	104	15	39	23	252	28.2%	41.3%	6.0%	15.5%	9.1%	11,410	45.3	182	1.38	
神戸市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	18,089	不明	不明	不明	
岡山市	20	46	10	32	11	119	16.8%	38.7%	8.4%	26.9%	9.2%	9,811	82.4	54	2.20	
広島市	101	35	8	6	2	152	66.4%	23.0%	5.3%	3.9%	1.3%	13,427	88.3	59	2.58	
北九州市	不明	不明	不明	不明	不明	140	不明	不明	不明	不明	不明	12,561	89.7	91	1.54	
福岡市	123	148	9	18	22	320	38.4%	46.3%	2.8%	5.6%	6.9%	17,939	56.1	224	1.43	
熊本市	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	9,348	不明	59	不明	
						平均	35.3%	37.4%	7.9%	11.3%	8.0%		63.6			2.51



回答のあった政令市の相談支援専門員の雇用形態の平均は、常勤・専任35.3%、常勤・兼務37.4%、非常勤・専任7.9%、非常勤・兼務11.3%、その他8.0%である。本市の割合は、常勤・専任45.9%、常勤・兼務31.1%、非常勤・専任8.1%、非常勤・兼務10.8%、その他4.1%であり、常勤・専任の割合が高い。

1人あたりの相談支援専門員に対する障害福祉サービス等及び障害児通所支援受給者数は、平均63.6人に対し、本市は89.3人と高い数値になっている。

また、1事業所あたりの相談支援専門員数は平均2.51人に対し、本市は2.18人。

(2) 特定事業所加算・地域生活支援拠点等相談強化加算・地域体制強化共同支援加算

①計画相談支援給付費

	指定特定相談支援事業 所数 (R.10.1時点) (A)	特定事業所加算支払事業所数 (H31.4.1～R1.9.30利用分)				指定特定相談支援事業所数における 特定事業所加算取得事業所割合				地域生活支援拠点等相談強化 加算 (H31.4.1～R1.9.30利用分)		地域体制強化共同支援加算 (H31.4.1～R1.9.30利用分)	
		特定事業所加 算(Ⅰ) (B)	特定事業所加 算(Ⅱ) (C)	特定事業所加 算(Ⅲ) (D)	特定事業所加 算(Ⅳ) (E)	特定事業所加 算(Ⅰ) (B)/(A)	特定事業所加 算(Ⅱ) (C)/(A)	特定事業所加 算(Ⅲ) (D)/(A)	特定事業所加 算(Ⅳ) (E)/(A)	支給件数	支払事業所数	支給件数	支払事業所数
静岡市	32	0	1	1	9	0.00%	3.13%	3.13%	28.13%	2	1	1	1
札幌市	118	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
仙台市	57	0	2	2	4	0.00%	3.51%	3.51%	7.02%	0	0	0	0
さいたま市	64	0	1	1	9	0.00%	1.56%	1.56%	14.06%	0	0	0	0
千葉市	61	0	0	1	2	0.00%	0.00%	1.64%	3.28%	0	0	1	1
横浜市	248	0	9	5	15	0.00%	3.63%	2.02%	6.05%	0	0	0	0
川崎市	89	0	0	2	5	0.00%	0.00%	2.25%	5.62%	0	0	0	0
相模原市	52	0	0	0	2	0.00%	0.00%	0.00%	3.85%	0	0	0	0
新潟市	59	0	5	4	7	0.00%	8.47%	6.78%	11.86%	0	0	0	0
浜松市	41	0	4	2	5	0.00%	9.76%	4.88%	12.20%	1	1	0	0
名古屋市	163	0	0	0	15	0.00%	0.00%	0.00%	9.20%	0	0	0	0
京都市	218	2	13	13	32	0.92%	5.96%	5.96%	14.68%	0	0	0	0
大阪市	383	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
堺市	188	0	5	5	7	0.00%	2.66%	2.66%	3.72%	0	0	0	0
神戸市	不明	0	8	4	5	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
岡山市	57	0	0	0	2	0.00%	0.00%	0.00%	3.51%	0	0	0	0
広島市	59	0	7	11	13	0.00%	11.86%	18.64%	22.03%	0	0	0	0
北九州市	93	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
福岡市	227	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
熊本市	61	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
					平均	0.07%	3.61%	3.79%	10.37%				

指定特定相談支援事業所数における特定事業所加算取得事業所割合は、回答政令市平均で(Ⅰ)0.07%、(Ⅱ)3.61%、(Ⅲ)3.79%、(Ⅳ)10.37%。本市の割合は(Ⅰ)0%、(Ⅱ)3.13%、(Ⅲ)3.13%、(Ⅳ)28.13%で、(Ⅰ)～(Ⅲ)は平均より低く、(Ⅳ)が高い。加算の取得率が特に高いのは広島市で、事業所の52.54%が加算を取得している。

②障害児相談支援給付費

	指定障害児相談支援事業所数 (R.10.1時点) (A)	障害児支援利用援助費の支払事業所数 (H31.4.1～R1.9.30利用分)				指定特定相談支援事業所数における 特定事業所加算取得事業所割合				地域生活支援拠点等相談強化 加算 (H31.4.1～R1.9.30利用分)		地域体制強化共同支援加算 (H31.4.1～R1.9.30利用分)	
		特定事業所加算(Ⅰ) (B)	特定事業所加算(Ⅱ) (C)	特定事業所加算(Ⅲ) (D)	特定事業所加算(Ⅳ) (E)	特定事業所加算(Ⅰ) (B)/(A)	特定事業所加算(Ⅱ) (C)/(A)	特定事業所加算(Ⅲ) (D)/(A)	特定事業所加算(Ⅳ) (E)/(A)	支給件数	支払事業所数	支給件数	支払事業所数
静岡市	25	0	1	1	8	0.00%	4.00%	4.00%	32.00%	0	0	0	0
札幌市	91	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
仙台市	55	0	2	2	3	0.00%	3.64%	3.64%	5.45%	0	0	0	0
さいたま市	46	0	1	1	8	0.00%	2.17%	2.17%	17.39%	0	0	0	0
千葉市	41	0	0	1	0	0.00%	0.00%	2.44%	0.00%	0	0	0	0
横浜市	87	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
川崎市	50	0	0	1	3	0.00%	0.00%	2.00%	6.00%	0	0	0	0
相模原市	23	0	0	0	1	0.00%	0.00%	0.00%	4.35%	0	0	0	0
新潟市	43	0	4	3	2	0.00%	9.30%	6.98%	4.65%	0	0	0	0
浜松市	29	0	4	1	4	0.00%	13.79%	3.45%	13.79%	0	0	0	0
名古屋市	163	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
京都市	61	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
大阪市	246	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
堺市	125	0	3	3	4	0.00%	2.40%	2.40%	3.20%	0	0	0	0
神戸市	不明	0	0	1	1	不明	不明	不明	不明	0	0	0	0
岡山市	46	0	0	0	2	0.00%	0.00%	0.00%	4.35%	0	0	0	0
広島市	51	0	6	9	6	0.00%	11.76%	17.65%	11.76%	0	0	0	0
北九州市	66	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
福岡市	149	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
熊本市	55	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
					平均	0.00%	4.28%	4.07%	9.36%				

指定障害児相談支援事業所数における特定事業所加算取得事業所割合は、回答政令市平均で(Ⅰ)0%、(Ⅱ)4.28%、(Ⅲ)4.07%、(Ⅳ)9.36%。本市の割合は(Ⅰ)0%、(Ⅱ)4%、(Ⅲ)4%、(Ⅳ)32%で、(Ⅰ)～(Ⅲ)は平均程度、(Ⅳ)が高い。